



立山町告示第38号

字の区域の廃止について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本町内の字の区域を次のとおり廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成23年3月31日

立山町長 舟橋 貴



字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
立山町	六郎谷	下幅割	6
立山町	白岩	矢割	9の1、10の1、10の2の一部

上記の区域内にある町有地の全部を含む。